

議案第65号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年8月9日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

第1条 鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、東伯町及び赤碕町」を「及び琴浦町」に改める。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 火葬施設の設置及び管理に関する事務（琴浦町を除く。）

第5条第4号中「火葬場施設」を「火葬施設」に改める。

第8条第2項中第10号を削り、第9号を次のように改める。

(9) 琴浦町 2人

第11条中「副広域連合長9人」を「副広域連合長8人」に改める。

別表中

「

魔瑠	運営管理費	人口割 50% (最近の国勢調査人口による負担割合)
----	-------	-------------------------------

火 葬 場 費	山 斎 場 費	実績割 50% (前年の利用実績による負担割合)
	建設費(用地費、建設 工事費、公債費の償還 金及びその他建設に 要する経費と認める もの)	人口割 80% (最近の国勢調査人口による負担 割合) 実績割 20% (前年の利用実績による負担割合)
	赤 碕 斎 場 費	運営管理費及び建設 費 実績割 100% (前年の利用実績による負担割合)

を「

火 葬 場 費	運営管理費	人口割 50% (最近の国勢調査人口による負担 割合) 実績割 50% (前年の利用実績による負担割合)
	建設費(用地費、建設工 事費、公債費の償還金及 びその他建設に要する経 費と認めるもの)	人口割 80% (最近の国勢調査人口による負担 割合) 実績割 20% (前年の利用実績による負担割合)

に改める。

第2条 鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を次のように改正する。

本則中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第2条中「羽合町、泊村、東郷町」を「湯梨浜町」に改める。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 湯梨浜町 3人

第8条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条中「副広域連合長8人」を「副広域連合長6人」に改める。



第12条第4項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。  
別表中管理費の項中「町村 51%」を「町 51%」に、「各町村」を  
「各町」に改め、同表消防費の項中「町村」を「町」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規約中第1条の規定は平成16年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 平成16年度の負担金の額の算出については、第1条による改正前の規約別表の規定により算出した琴浦町設置前の東伯町及び赤碕町の負担金を合算した額を琴浦町の負担金の額とし、第2条による改正前の規約別表の規定により算出した湯梨浜町設置前の羽合町、泊村及び東郷町の負担金を合算した額を湯梨浜町の負担金の額とする。
- 3 平成17年度の負担金の額の算出については、第1条による改正後の規約別表の規定により算出した琴浦町設置前の東伯町及び赤碕町が負担することとされる負担金の額は琴浦町が負担するものとし、第2条による改正後の規約別表の規定により算出した湯梨浜町設置前の羽合町、泊村及び東郷町が負担することとされる負担金の額は湯梨浜町が負担するものとする。